

## 平成27年 第5回定例会 12月21日

土木委員会に審査を付託されました議案八件の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第三百三十号の平成二十七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額五百八十万円の増額となっております。その主な内容としましては、県営各務原公園において大雨により被災したのり面崩壊箇所を復旧するため、災害復旧費として五百八十万円を増額するものであります。

また、繰越明許費については、当委員会所管として道路橋りょう費など、年度内完成が見込めない工事について、国の承認を得て繰り越しを行う追加分として五事業、変更分として六事業計上するものであります。

債務負担行為補正については、当委員会所管として、道路のり面点検委託に関するものなど追加が十二件であります。

条例その他の議案としましては、トンネル掘削により発生した残土の処分先を変更することに伴い変更契約を行う、議第三百三十七号 伊岐津志トンネル二期工事の請負契約の変更についてなど七件であります。

採決の結果、議第三百三十号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費補正中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係、議第三百三十七号から議第四百十号まで、議第四百四十五号、議第六百六十五号及び議第六百六十六号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

花フェスタ記念公園の指定管理者の指定に関して、指定管理者による設備投資について質疑があり、魅力的な催事の展開や植栽といった投資により入園者の増加を図っていくという内容の提案があったとの答弁がありました。

以上、土木委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

県議第二十三号 基礎杭工事の適正な施工の確保と再発防止を求める意見書について、提出者を代表いたしまして意見書発案の趣旨を説明いたします。

十月に神奈川県横浜市内のマンションで基礎ぐい工事における施工データの流用が発覚して以降、全国各地で施工データの流用が明らかになり、基礎ぐい工事の信頼性が揺らいでおります。

県内でも、このマンション工事にかかわった業者が基礎ぐい工事を施工した物件が十七件あり、このうち二つの物件でデータの流用があったことが判明しております。直接、目視で確認できない地中にある基礎ぐいの不適正な施工は、建築物の安全・安心、ひいては命までも軽視されたゆゆしき事態であり、住民からは不安の声が上がっております。

データの流用があった物件については、現在、国の対応方針に基づき、全国で建築物の安全性の確認が進められているところではありますが、基礎ぐい工事に対する信頼を回復していくには、問題の徹底した検証、適正な施工を確保するための対策が必要であります。

よって、業界みずからの再発防止への取り組みに加え、国において基礎ぐい工事の適正な施工による建築物の安全性を確保するため、関係法令の検証を行い、法改正も含めた検査体制の強化及びこれに伴う地方への人的、財政的支援を行うことを強く求めるものであります。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、意見書発案の趣旨説明といたします。